

# カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2018 年 6 月

## 2018 年版・外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（発改委・商務部令第 18 号）

商務部の「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト、2018 年版）、発改委・商務部令第 18 号」が 2018 年 7 月 28 日から施行される。同公告に伴い、「外商投資産業指導目録」（2017 年改訂版）の中の外商投資参入特別管理措置（外商投資参入ネガティブリスト）は同時に廃止されるが、「外商投資産業目録」の他の部分は継続して適用される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

## 2018 年版・自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（発改委・商務部令第 19 号）

商務部の「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト、2018 年版）、発改委・商務部令第 19 号」が 2018 年 7 月 30 日から施行される。同公告に伴い「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2017 年版）」が廃止される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

## 500 億米ドル規模の米国原産の輸入品に追加関税を決定（税委会公告[2018]5 号公告）

国务院関税税則委員会（税委会[2018]5 号公告）は、米国による対中関税追加に対抗するため 659 品目、約 500 億米ドル規模の米国製品に 25%の追加関税を課すことを決定した。2018 年 7 月 6 日に 545 品目、約 340 億米ドル相当分に対して発動し、残りの品目に対する課税日は別途発表する。詳細は下記のとおりである。

（一）2018 年 7 月 6 日より農産品、自動車、水産品など 545 品目に課税する。

対象品目リストは同公告の添付 1 をご参照。

（二）化学品、医療機器、エネルギー製品など 114 品目に対する課税日は別途発表する。

対象品目リストは同公告の添付 2 をご参照。

（三）米国原産地の添付 1・2 に記載の輸入品に対して現行適用の関税率に 25%を追加して課税する。

現行の保税及び減免税政策に変更はなく、今回に追加された関税に減免措置はない。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

## アジア-太平洋貿易協定（第 2 改訂案）の協定税率の実施（税委会[2018]27 号通達）

国務院の関税税則委員会は、「中華人民共和国輸出入関税条例」および国務院承認の「アジア-太平洋貿易協定、第 2 改訂案」に従い、2018 年 7 月 1 日より、バングラデシュ、インド、ラオス、韓国、スリランカを原産地とする輸入貨物に対して、「アジア-太平洋貿易協定、第 2 改定案」の協定税率を適用する。税目・税率は 27 号通達「添付」をご参照ください。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

また、税関総署は 27 号通達に関連する「アジア-太平洋貿易協定、第 2 改定案における協定税率の実施に関する公告（税関総署 2018 年第 65 号公告）」、及び「アジア-太平洋貿易協定における原産地規則の改正に関する公告（税関総署 2018 年第 69 号公告）」を発表した。

詳細は[こちらのリンク](#) 及び [こちらのリンク](#)をご参照ください。

## 2018 年後期より「CEPA 協定」の一部貨物にゼロ関税（税委会[2018]28 号公告）

国務院関税税則委員会が「中国大陆及び香港の経済貿易緊密化協定」（CEPA 協定）及び補足規定に基づき、2018 年 7 月 1 日より原産地基準交渉を完了した 4 品目の香港製品に対する「ゼロ関税」を実施する。対象品目リストは同通達「添付」をご参照ください。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

また、税関総署は同通達に次ぐ「2018 年 7 月 1 日より追加のゼロ関税適用の香港製品の原産地基準及び関連事項の公布に関する公告」を公布した。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

## 税関が特殊監督管理区域と保税物流センター（B 型）向けの保税貨物の管理項目を公表（税関総署 2018 年第 52 号公告）

税関総署は、税関の特殊監督管理区域と保税物流センター（B 型）向けの保税貨物の管理項目（2018 年第 52 号公告）を公表した。転入、転出企業は、保税貨物の流通に関する情報について協議して同意に達した後、「税関総署 2018 年第 23 号公告」の要件に従って、保税照合と承認リストを送信する必要がある。また、本公告の要件に従って、該当する欄に記入する必要がある。さらに、保税照合および承認リストを基に、転入・出対象の商品コードをまとめ比較する。同公告は 2018 年 7 月 1 日から施行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

## 税関が越境 EC 小売統一情報システムのアクセスに関する事項を公表（税関総署 2018 年第 56 号公告）

税関総署が越境 EC の発展・促進と通関手続を一層簡素化させるため、企業の越境 EC 小売統一情報システム（以下、「EC 統一システム」）へのアクセスに関する事項を公表した。（1）EC 統一システムにリスト入力機能を追加する。（2）企業の EC 統一システムへのアクセス基準を公開する。（3）企業は税関に申告し、送信する電子データに法的責任を負う。同公告は 2018 年 6 月 30 日から施行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

## 原料として使用可能な輸入固体廃棄物の中国国内荷受人の登記管理実施細則（税関総署公告 2018 年第 57 号）

税関総署は「原料として使用可能な固体廃棄物検疫検査監督管理弁法」に基づき、「原料として使用可能な輸入固体廃棄物の中国国内荷受人の登記管理実施細則（税関総署公告 2018 年第 57 号）」を公布した。同細則は 2018 年 8 月 1 日から施行される。これにより、原料として使用可能な輸入固体廃棄物の中国国内荷受人登記証明書を取得した企業が加工利用タイプに該当する場合、工商局が所在する直属税関に登記証明書の更新申請を行なう。貿易タイプの登記証明書は自動的に失効される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

#### 税関が企業別加工貿易の監督管理モデルを全面的に実施（税関総署 2018 年第 59 号公告）

税関総署は「企業別加工貿易監督管理モデル」の改革を全面的に実施し、推進する。新たな監督管理モデルを実施する企業は、自社名義の加工貿易業務の生産型企業であり、かつ下記の要件のいずれかを満たしていなければならない。（1）税関信用レベルが一般認定企業あるいはこれ以上（2）税関信用レベルが一般信用企業であり、かつ企業内加工貿易の貨物品の物流とデータが透明で、明確である、論理が完全である、使用済み原料をたどることができる、税関監督管理の要求が満たされている。また、税関総署は手帳の開設、消込・照合サイクル、外注加工、集中的な国内販売、転廠及び余剰材料の繰越などの展開方法を明確にした。企業は消込・照合サイクルの期間において、自主査定・申告を通して、税関で消込・照合手続きを行い、そのサイクルが 1 年を超える場合には確定申告を行わなければならない。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

KPMG 中国は、上述の企業別加工貿易監督管理モデルの改革に関する公告について 2018 年 6 月 28 日に発行したチャイナタックスアラート「中国税関、企業別加工貿易監督管理改革の全面的な実施」に掲載しております。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

#### 税関が輸出入貨物通関申告書記入方式を改定（税関総署 2018 年第 60 号公告）

税関総署は、「中国人民共和国税関輸出入貨物通関申告書記入の規範化（税関総署 2017 年第 13 号公告）」を改定した。具体的には、事前入力番号、税関番号、中国国内荷受人・荷送人、届出番号、輸送方式、運送車両の名称及び運航ナンバー、購入企業・生産企業、課税・免税の適用状況、梱包タイプ、 SHIPPING マーク及び備考、項目番号、商品名及び型番、中国国内目的地・中国国内生産地、申告企業などの記入欄を改定し、新たに「中国国外荷受人・荷送人」、「貨物保管場所」、「船積港」、「入国港・出国港」、「自主申告・自主納税」の 5 項目の欄が追加された。同公告は 2018 年 8 月 1 日から施行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

#### 税関が輸出入貨物通関申告書と出入国貨物届出リストの様式を改定（税関総署 2018 年第 61 号公告）

税関総署は、2018 年第 60 号公告で要求している通関書類の様式を改定した。そのうち、①輸入貨物通関申告書は「ページ番号及びページ数」、「中国国外荷送人」を含む 9 項目、②輸出貨物通関申告書は「ページ番号及びページ数」、「中国国外荷送人」を含む 7 項目、③入国貨物届出リストは「契約書・合意書番号」、「包装種類」を含む 12 項目、④出国貨物届出リストは「契約書・合意書番号」、「出国港」を含む 12 項目が、それぞれ追加された。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

#### 電子版輸出入貨物通関申告書の様式を改定（税関総署 2018 年第 67 号公告）

税関総署の 2018 年第 60 号公告により、税関総署は電子版輸出入貨物通関申告書の様式を作成した。関係資料は税関総署の公式サイトの公告からダウンロードできる。同公告は 2018 年 8 月 1 日から施行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

#### 一括徴税担保データの電子伝送業務を起動（税関総署 2018 年第 70 号公告）

税関総署は、納税企業向けに一括徴税担保業務の利便性の向上と税収サービスを最適化して事業環境を改善するため、2018 年 7 月 1 日より一括徴税担保データの電子伝送業務を開始する。具体的には、財税庫銀と連動する一括徴税担保データの電子伝送システムから、担保届出・変更・取消・担保限度額の減額及び還付・賠償請求の業務を電子化する。電子送信システムから送信される担保

データは、紙の形式と同等の法的効力を有している。また、税関は同システムから一括徴税担保電子データを受信した場合、それに相当する紙形式の書類は受理しない。同システムを運用する担保機構は、一括徴税担保データ電子伝送システムの使用を開始する前に税関総署と連携して運用テストを実施する。同公告は 2018 年 7 月 1 日から施行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

### 商品の分類書類提出をペーパーレス化（税関総署 2018 年第 73 号公告）

税関総署は商品の分類書類の提出業務を全国的にペーパーレス化することを推進する。輸出入貨物の荷受人及び荷送人は税関システムから商品分類に必要となる資料を提出できる。具体的には、輸出入貨物の荷受人及び荷送人は、「インターネット+税関」一体化プラットフォーム又は中国電子港（中文は中国電子口岸、日本の輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）に相当する）で、「税関事務連絡システム」に登録する。その後、税関の商品分類書類の提出通知を受信し、（社印押印又は電子署名済みの）電子書類をアップロードする。書類のスキャン又はファイル形式の変換手順は「税関総署 2014 年第 69 号公告」に準じる。同公告は公布日から実施される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

### 次世代関税電子支払システムの普及に関する公告（税関総署 2018 年第 74 号公告）

税関総署は 2018 年 7 月 1 日より、次世代関税電子支払システムを全国的に展開する。企業は「単一窓口」、「インターネット+税関」プラットフォームに登録し、次世代電子支払システムを通じて関税を納付できる。また、商業銀行、輸出入企業が次世代電子支払システムを使用して関税電子支払業務を行う場合、「次世代関税電子支払業務操作規範」に従わなければならない。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

### 「中華人民共和国船舶トン税法」（税関総署 2018 年第 77 号公告）、及び船舶トン税優遇税率の適用対象国（地域）リスト（税関総署 2018 年第 80 号公告）

税関総署は「中華人民共和国船舶トン税法」を 2018 年 7 月 1 日から実施する。同税法の内容は下記のとおりである。船舶トン税は 1 年、90 日及び 30 日の期限に分類されている。納付期限は課税船舶の責任者が自ら選択する。課税船舶責任者は「インターネット+税関」、国際貿易「単一窓口」など、税関・企業プラットフォームで「税関船舶トン税許可申請システム」に登録し、船舶トン税許可申請情報を入力し、税関に送信する。課税船舶責任者が税務機関窓口で船舶トン税を納付する場合、税金完納の証拠となる銀行業務章押印の納税証明書の一枚目を税関に提出する。また、課税船舶責任者が電子支払を通じて船舶トン税を納付する場合、「税関総署 2014 年第 6 号公告」に従って船舶トン税電子支払届出手続を完了していなければならない。また、税関総署は「77 号公告」と同時に、船舶トン税優遇税率の適用対象国（地域）リストも公表した。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照、また[こちらのリンク](#)もご参照ください。

### 米穀類（コメ）の税目・税率を調整（税関総署 2018 年第 78 号公告）

国务院関税税則委員会の通達により、税関総署は稲作技術の高度化と貿易拡大に対応するため、中国のコメ生産基準の変動状況を基に 2018 年 7 月 1 日から輸出入米穀類（コメ）の税目・税率を調整する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

### 固体廃棄物を輸入できる港を限定（税関総署 2018 年第 79 号公告）

税関総署の生態環境部は、固体廃棄物を輸入できる港を限定する。具体的には、輸入が許可されている固体廃棄物は「固体廃棄物輸入港限定リスト」に記載されている港で荷揚げし、通関手続を行なう。輸入業者は固体廃棄物輸入許可証を申請する場合、「固体廃棄物輸入港限定リスト」に記載の税関通関コードを記入する。同公告は 2019 年 1 月 1 日から施行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。





## 地方税関政策の最新動向

### 上海税関: 中国国内の道路で税関監督管理貨物の輸送を請け負う運輸業者と車両の登記業務の受理部門の調整に関する公告 (2018 年上海第 5 号公告)

「中華人民共和国税関による中国国内道路上で税関の監督管理貨物輸送の請負運輸業者と車両に関する管理弁法、(税関総署令第 121 号、税関総署令第 240 号改訂)」に基づき、2018 年 6 月 19 日より、企業が上海税関の管轄区域内の道路で税関監督管理貨物輸送の請負運輸業者と車両登記を申請する場合、税関管轄の主管税関が処理を担当する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

### 天津税関: 電子通関手続き (2018 年第 4 号公告)

天津港の通関業務を改善して電子通関手続きを一層促進するため、天津税関関係部門が押印してきた入国混載貨物の船荷証券 (B/L) 用紙への「検閲検疫専用章」を停止した。天津港の各混載業者は 2018 年 6 月 11 日から電子通関手続きに従って貨物を引取る。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

### 広州税関: 「輸出入貨物の荷受人・荷送人登記業務のペーパーレス化を肇慶、韶関、清遠、雲浮、河源まで拡大 (広州税関 [2018]2 号通達)

広州の税関は、「行政の簡素化と権限委譲、委譲と管理の併用、サービスの最適化」を改革、深化させ、企業に対する通関業務の利便性と税関サービスを向上させるため、2018 年 7 月 1 日より「輸出入貨物の荷受人・荷送人登記業務のペーパーレス化」を肇慶、韶関、清遠、雲浮、河源に拡大して実行する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

## Contact us お問い合わせ先

### Northern China 華北地域

Eric Zhou 周重山 (関税ナショナルリーダー)

Partner パートナー

Email: [ec.zhou@kpmg.com](mailto:ec.zhou@kpmg.com)

Tel: [+86 \(10\) 8508 7610](tel:+861085087610)

Lisa Li 李輝 (日本語可)

Director ディレクター

Email: [lisa.h.li@kpmg.com](mailto:lisa.h.li@kpmg.com)

Tel: [+86 \(10\) 8508 7638](tel:+861085087638)

### Central and Eastern China 華中・華東地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子

Partner パートナー

Email: [naoko.hirasawa@kpmg.com](mailto:naoko.hirasawa@kpmg.com)

Tel: [+86 \(21\) 2212 3098](tel:+862122123098)

Jie Xu 徐潔 (日本語可)

Partner パートナー

Email: [jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)

Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+862122123678)

**Sothern China 華南地域**

Vivian Chen 陳蔚 (日本語可)

Partner パートナー

Email: [vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)

Tel: [+86 \(755\) 2547 1198](tel:+86(755)25471198)